## 平成22年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会平成22年11月29日 午前10時00分 開会午後 2時11分 閉会

3. 出席議員18名 1番 辻 村 美智子 2番 中川佳三 吉 司 木 孝 祐 3番 岡本 4番 春 覚 朝岡 佐一郎 西 井 5番 6番 7番 藤井本 浩 8番 村 優 子 吉 阿古 9番 和彦 10番 溝 口 幸 夫 11番 川辺 順一 12番 井 佐太郎 赤 13番 川西 茂一 寺 田惣一 14番 15番 下 村 正樹 16番 西 川 弥三郎

## 欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

17番 南

市 長 山下和弥 市 長 杉 岡 富美雄 育 教 長 大 西 正親 総務部長 良 則 河 合 企 画 部 長 森 川 重 市民生活部長 源千代 裕 森田 都市整備部長 石 田 勝 朗 產業観光部長 大 武 勇吉 保健福祉部長 花 井 義 教育部長 中尾知好 明 上下水道部長 防 島 克比虎 正 田 貴 消 長 中 会計管理者 安 川 登

要

白

18番

石

栄 一

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事 務 局 長 福 井 良 祝 書 記 西 川 育 子

 書 記 吉 田 賢 二

- 6. 会議録署名議員 3番 岡 本 吉 司 15番 下 村 正 樹
- 7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第48号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに ついて
- 日程第4 議第49号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第50号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することに ついて

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成22年第2回葛城市議会 臨時会を開会いたします。

本日、平成22年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご 出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、お願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第48号から日程第5、議第50号までの3 議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。 市長。

山下市長 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日、平成22年第2回葛城市議会 臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、 ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして、招集をお願いいたしたところでございまして、提案をいたします案件につきましては、国の人事院勧告を受けましての条例の一部改正案3件となっております。提案時にそれぞれ内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、岡本吉司君、15番、下村正樹君 を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡君。

朝岡議会運営委員長 皆様、おはようございます。

平成22年第2回葛城市議会臨時会に当たり、去る11月22日、議会運営委員会を開催し、諸 事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第48号から日程第5、議第50号までの3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、総務文教常任委員会に付託をいたします。

そして、本会議休憩中に総務文教常任委員会を開催し、付託議案について審議をいただきます。委員会終了後、本会議を再開し、委員長報告を受けた後、質疑を行い、1議案ごとに 討論、採決を行います。

最後に、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期につきましては、 本日11月29日の1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第48号から日程第5、議第50号までの、以上3議案を一括議題といたします。 本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第48号から議第50号までの3議案につきまして、一括して提 案理由の説明をさせていただきます。

本3議案につきましては、平成22年の人事院勧告を受けまして、国において完全実施する との決定がなされ、一般職及び特別職の国家公務員の給与改定が行われます。本市におきま しても、国家公務員に準じた措置を講ずるため、本3条例の改正を行うものでございます。

初めに、議第48号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、人事院勧告を受けて、本年12月に支給される一般職の国家公務員の期末勤勉手当が引き下げられることに伴いまして、国の特別職に対し支給されます期末手当につきましても同様に引き下げられるため、本市においても、国に準じた措置を講ずるために、本市の議会議員に対し支給する期末手当を年間の3.1月から0.15月分引き下げ2.95月とするものでございまして、その割り振りにつきましては、6月分は1.45月から0.05月引き下げ1.4月とし、12月分は1.65月から0.1月引き下げ1.55月とするものでございます。

次に、議第49号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正することについてでございますが、本案につきましては議第48号の議会議員の場合と同 様に、本市の常勤の特別職に対し支給する期末手当を年間3.1月から0.15月分引き下げ2.95 月とするものでございまして、その割り振りにつきましては、6月分は1.45月から0.05月引き下げ1.4月とし、12月分は1.65月から0.1月引き下げ1.55月とするものでございます。

次に、議第50号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、一般職の国家公務員に準じた改正を行うものでございまして、第1条では、1点目といたしまして、期末勤勉手当の年間支給割合を現行の4.15月から0.2月引き下げ3.95月分とするものでございます。その割り振りにつきましては、6月支給の期末手当は1.25月から0.025月引き下げ1.225月、勤勉手当は0.7月から0.025月引き下げ0.675月とし、勤勉手当は0.7月から0.025月引き下げ0.675月とし、勤勉手当は0.7月から0.025月引き下げ0.675月とするものでございます。

また、再任用職員につきましては年間で0.1月引き下げを行うものでございまして、期末手当は現行のまま引き下げは行わず、6月支給の勤勉手当は0.35月から0.025月引き下げ0.325月とし、12月につきましては0.4月から0.075月引き下げ0.325月とするものでございます。

2点目といたしましては、6級以上の職員で55歳を超える者に係る給与を1.5%の一定率の減額を行うものでございます。

3点目といたしましては、給料表の改正でございまして、中高齢層に限定して、平均0.1% の引き下げを行うものでございます。

次に、第2条では、平成18年の条例改正により設けられた現給保障制度により支給されている給料月額を、第1条による給料表の引き下げに準じて引き下げを行うものでございます。

最後に、附則では、本条例の施行期日を平成22年12月1日とすること、55歳を超える職員の減額措置について平成22年4月1日前に55歳に達した者も同様に取り扱う規定、平成18年の給与構造の改革から実施してきた給与の抑制措置の一部回復措置として平成23年4月1日に1号給回復する規定、55歳を超える者の減額措置に係る育児休業等に関する条例及び勤務時間休暇等に関する条例に関連する部分の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第48号から議第50号までの3議案は総務文教常任委員会に付託し、審査を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分 再 開 午後 2時00分

西川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議第48号から日程第5、議第50号まで、以上3議案を一括議題といたします。 本3議案につきましては、休憩中に総務文教常任委員会が開催され、審議されておりますの で、その結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 本日、午前中の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました3議案につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果についてご報告いたします。

まず、審議方法につきましては、付託された議第48号から議第50号までの3議案は報酬給 与等に関する条例の一部改正についてで、ともに関連がありましたので、一括議題、一括質 疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、今回の報酬給与等に関する条例の一部改正による影響額と、本市におけるラスパイレス指数の推移はどのようになっているのかという問いに対し、平成22年度の影響額全体として2,048万円で、平成23年度では全体で2,970万円の影響額が見込まれる。また、本市のラスパイレス指数の推移は、平成18年度の89.2から少しずつではあるが上昇しており、平成22年度は91.2となっているという答弁がありました。

また、今回、葛城市の給与に係る条例改正で国の人事院勧告とは異なる点について教えてほしいという問いに対し、人事院勧告では4月から11月までの一般企業給与との格差については、12月の賞与で減額調整をしようとするものを、本市においては、遡及は行わない措置をとっている。また平成18年から行っている給与の抑制措置について、平成23年4月から43歳以下の職員について、1号給を回復する規定となっているものを、本市においては、職員全員を1号給回復させる条例改正を行ったという答弁がありました。

さらに、ラスパイレス指数の引き上げにつながる給与の適正化については、具体的にどのように考えられているのかという問いに対し、これからは働く意欲を持ってもらうために、 それをどのように給与に反映すればいいのか、幹部会等で協議しながら前向きに考えていきたいという答弁がありました。

討論、採決においては、付託された議第48号、議第49号及び議第50号の3議案ともに討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質議ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

西川議長ご異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程されております議第50号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部 を改正することについての、賛成の立場から討論をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、長引く厳しい社会経済、雇用情勢等の状況下における民間企業の給与に準拠して、さきの人事院勧告を重く受けとめた国の措置に準じたものであり、多くの市民の理解を得られる適正な給与水準を確保するものとして定着し、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいとされる妥当な措置であると評価をさせていただくところであります。しかしながら、県下12市の中における本市のラスパイレス指数は平成21年度4月時点で90.5%となっており、極めて微増な回復はなされているものの、12番目の推移であることを指摘するものであります。

このたびの改正では、本年4月へさかのぼっての遡及調整措置は行わないこと、平成18年から給与構造改革から実施された昇給抑制措置を1号を回復させるなど、一定の配慮をなされていることはうかがえますが、本市の集中改革プランに基づき、事務事業の見直しや定員管理の適正化による総人件費の抑制などを取り組んできたこの5年間の行政改革の総括を再度検証され、地域の活力を高めていくためには、地域力の向上が重要な原動力であり、行政は効率的な行財政運営に努めながら、自立と責任に裏打ちされた行政力の強化が必要であり、地域力、行政力といっても詰まるところは人材育成にかかっていると思われるわけであります。新たな時代の人材育成について、今後、市長は適正な人事考課に基づく人事評価や配置を十分に精査し、特別昇給等の措置も講じていただき、ラスパイレス指数の向上に努める具体的な施策を実施し、職員の職務意欲、士気の高揚に努められることを強く求めておきます。

以上の意見を申し添えて、賛成の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には早朝より慎重にご審議をいただき、また格段のご協力をいただきまして 議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして臨時会を閉会するわけでございますが、来月には12月定例会も控えておりますので、引き続きご協力よろしくお願いを申し上げます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、開会になりました平成22年第2回葛城市議会臨時会、全日程を終えていただきまして、閉会となりました。提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことにつきましては、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後ともなお一層のご支援、ご指導を賜りますようにお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

西川議長 以上で、平成22年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時11分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西川 弥三郎

署名議員 岡本吉司

署名議員 下村正樹